

取締役職務執行確認書2026年（第19回改訂）版：新旧対照表

2026年1月

[改訂共通事項]

- ① 文脈を整えるためや単なる誤字の修正、番号・記号等の表記の統一等については、新旧対照表への記載を省略している場合があります。
- ② 【関連法令】については、並び順を【会社法及び関連法令→金融商品取引法及び関連法令→その他、同じ法令は条文の若い順】としています。また、表記の仕方の統一、改訂年月の変更等を実施しています。さらに、法令以外のものが記述されている場合は表題を【関連法令等】としました。これらについても新旧対照表への記載を省略している場合があります。

<注意事項> p. 1

	2025年版	2026年版	理由・根拠
	⑥ 確認事項について、PC上のWORDの操作で、チェックボックス（□）をクリックするとチェックマーク（✓）が付くようになっています。	⑥ 確認事項について、PC上のWORDの操作で、チェックボックス（□）をクリックするとチェックマーク（✓）が付くようになっています。 <u>なお、PCの動作環境がWindows以外の場合、チェックボックスが有効にならない場合がありますのでご留意ください。</u>	チェックボックスの操作上の留意点を追記

1. 善管注意義務・忠実義務の履行及び任務懈怠についての確認 p. 1～p. 2

	2025年版	2026年版	理由・根拠
確認事項	<input type="checkbox"/> 私は、取締役としての善管注意義務及び忠実義務を履行し、任務を怠ったことにより会社に損害を生じさせていない	<input type="checkbox"/> 私は、取締役としての善管注意義務及び忠実義務を履行し、任務を怠ったことにより会社 <u>又は第三者に</u> 損害を生じさせていない	会社法429条により賠償請求の可能性のある相手方は会社だけでなく第三者もあり得るため、第三者を追記

2. 取締役会の運営、代表取締役等に対する監督責任及び経営判断原則についての確認 p. 2～4

	2025年版	2026年版	理由・根拠
説明	② 取締役会は会社法、定款及び取締役会規則等に基づき、決議すべき事項がもれなく付議され、報告されるべき事項がもれなく報告されなければならない。なお、代表取締役だけでなく業務執行取締役は、少なくとも3か月に1回職務執行状況を取締役会に報告しなければならない。	② 取締役会は、会社法、定款及び取締役会規則等に基づき、決議すべき事項がもれなく付議され、報告されるべき事項がもれなく報告されなければならない。なお、代表取締役だけでなく業務執行取締役は、少なくとも3か月に1回、 <u>職務執行状況を取締役会に報告しなければならない。</u>	形式的な語句の修正

説明	<p>③ 取締役会決議及び代表取締役等の経営の意思決定は、いわゆる経営判断の原則に則った次のような点に留意し、行われなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと 経営判断の基礎となる事実認識に不注意な過誤・欠落がないこと、適切と判断したことが合理的といえる程度に十分な知識や事実認識を有することが前提</li> <li>ロ) 意思決定過程が合理的であること 取締役会等の必要な機関の付議を経ているか、専門的見解・代替案併記等の慎重で合理的な検討を疎明・立証出来るか、等</li> <li>ハ) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと</li> <li>ニ) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと 意思決定内容が、集めた情報と適正な検討・審議に基づく不合理でない結論となっているか、企業経営者として明らかにおかしいという内容でないか、等</li> <li>ホ) 意思決定が取締役個人又は第三者の利益ではなく、会社の利益を第一に考えていること</li> </ul>	<p>③ 取締役会決議及び代表取締役等の経営の意思決定は、いわゆる経営判断の原則に則った次のような点に留意し、行われなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと 経営判断の基礎となる事実認識に不注意な過誤・欠落がないこと、適切と判断したことが合理的といえる程度に十分な知識や事実認識を有することが前提</li> <li>ロ) 意思決定過程が合理的であること 取締役会等の必要な機関の付議を経ているか、専門的見解・代替案併記等の慎重で合理的な検討を疎明・立証出来るか、等</li> <li>ハ) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと</li> <li>ニ) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと 意思決定内容が、集めた情報と適正な検討・審議に基づく不合理でない結論となっているか、企業経営者として明らかにおかしいという内容でないか、等</li> <li>ホ) 意思決定が取締役個人又は第三者の利益ではなく、会社の利益を第一に考えていること</li> </ul> <p>例えば、重要な投資判断を行う際、円滑に投資を進める方法として合理性があるかどうか、投資金額が一般的に見て相応の合理性が認められるかどうか、投資を進めることができが事業遂行のために有益であるかどうかなどの内容面、そして全般的な経営方針を協議する機関である経営会議等において検討され、弁護士等の専門家の意見も聴取されるなどの手続が履践されているなどの決定過程のいずれにおいても、著しく不合理な点が見当たらないかどうかが重要となる。</p>	
	<p>④ 上場会社の取締役会は以下のコーポレートガバナンス・コード【基本原則4】を企業統治の根幹と認識しなければならない。</p> <p>上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと</li> <li>ロ) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと</li> <li>ハ) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと</li> </ul> <p>をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。</p>	<p>④ 上場会社の取締役会は、以下のコーポレートガバナンス・コード【基本原則4】を企業統治の根幹と認識しなければならない。</p> <p><b>コーポレートガバナンス・コード【基本原則4】(抜粋)</b></p> <p>上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと</li> <li>ロ) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと</li> <li>ハ) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと</li> </ul> <p>をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。</p> <p>具体的には、取締役は、経営の基本方針や中長期の経営計画の策定プロセスに関与するとともに、その実行を監督し、取締役会は、経営陣から提案された戦略・計画を単に承認する機関に留まることなく、その妥当性やリスクを多角的に検討し、重要な業務執行の決定が経営陣の策定した戦略・計画と整合しているかを監督すべきである。</p>	<p>経営判断の原則について、よりわかりやすくするために、法的な説明に加えて、具体例として、平成22年7月15日最高裁判決の判決理由に示されている経営判断原則に関する具体的説示を抜粋して追記</p> <p>形式的な語句の修正</p> <p>説明文中段の記述が、コーポレートガバナンス・コード【基本原則4】の抜粋であることを明記</p> <p>上段のコーポレートガバナンス・コード【基本原則4】を受けて、取締役として実践すべき行動とスタンスについての具体的な内容を明記</p>

説明	<p>⑤ 上場会社の取締役会は、以下に参照するコーポレートガバナンス・コード【基本原則2、3、4】を踏まえて、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応及びその開示を一層進めていくことが重要である。</p> <p>上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。</p> <p>取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。</p>	<p>なお、コーポレートガバナンス・コード【基本原則4】は、<u>上場会社を対象とするものであるが、あるべき企業統治の根幹となる考え方が示されており、非上場会社においても参照することが望ましい。</u></p> <p>⑤ 上場会社の取締役会は、<u>以下に参照する</u>コーポレートガバナンス・コード【<u>基本原則2、3、4】および補充原則2-3①】を踏まえて、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応及びその開示を一層進めていくことが重要である。</u></p> <p><b>コーポレートガバナンス・コード【基本原則2】</b></p> <p>上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。</p> <p>取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。</p> <p><b>補充原則2-3①</b></p> <p>取締役会は、<u>気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であることを認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的に能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。</u></p>	<p>コーポレートガバナンス・コード【基本原則4】は企業統治の根幹となる考え方を示しているので、非上場会社も参考が望まれる旨を明記</p> <p>説明文中段の記述が、コーポレートガバナンス・コード【基本原則2】全文であることを明記するとともに、サステナビリティ課題への対応の内容を具体的に示しているコーポレートガバナンス・コード補充原則2-3①全文を併記</p>
関連法令等	<p>* 経営判断原則（佐々木宗啓他「東京地裁における商事事件の概要旬刊商事法務1722号31頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営判断の前提となる事実認識の過程（情報収集とその分析・検討）における不注意な誤りに起因する不合理さの有無</li> <li>・事実認識に基づく意思決定の推論過程及び内容の著しい不合理さの存否</li> </ul>	<p>* 経営判断原則について（佐々木宗啓他「東京地裁における商事事件の概要」旬刊商事法務1722号31頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営判断の前提となる事実認識の過程（情報収集とその分析・検討）における不注意な誤りに起因する不合理さの有無</li> <li>・事実認識に基づく意思決定の推論過程及び内容の著しい不合理さの存否</li> </ul> <p><u>最高裁判所平成22年7月15日判決 判例時報2091号90頁（アパマンショップホールディングス事件）</u></p>	<p>経営判断原則に関して引用した関連文献の記載を整えるとともに、[説明]に新たに追記した経営判断原則の適用に係る具体例に用いた最高裁判決の判決日・掲載資料・事件名を明記</p>

関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所有価証券上場規程別添） 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働【基本原則2】 【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 補充原則2-3① 【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】 補充原則2-4① 第3章 適切な情報開示と透明性の確保【基本原則3】 【原則3-1. 情報開示の充実】 補充原則3-1③ 第4章 取締役会等の責務【基本原則4】 【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】 補充原則4-2②</li> </ul> <p style="margin-top: 20px;">&lt;新設&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所有価証券上場規程別添）<b>(2021年6月11日改訂)</b> 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働【基本原則2】 【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 補充原則2-3① 【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】 補充原則2-4① 第3章 適切な情報開示と透明性の確保【基本原則3】 【原則3-1. 情報開示の充実】 補充原則3-1③ 第4章 取締役会等の責務【基本原則4】 <b>【原則4-1. 取締役の役割・責務(1)】 補充原則4-1①、②</b> <b>【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】 補充原則4-2②</b> <b>【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】</b></li> </ul> <p style="margin-top: 20px;">○ サステナビリティ基準委員会  <ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」</li> <li>・サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」</li> <li>・サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」</li> </ul> (以上、いずれも2025年3月5日)</p>	<p>コーポレートガバナンス・コードの第三次改訂が行われる見込みであることを踏まえて、現行版の改訂年月日を明記</p> <p>[説明]における取締役の行るべき行動とスタンスの具体的な説明の追記に伴い、それらの内容の根拠となるコーポレートガバナンス・コードの該当箇所を追記</p> <p>[説明]におけるサステナビリティ課題への対応に関する追記に伴い、これらの対応と開示の内容について参考を要する2025年3月公表のSSBJ基準を追記</p>
確認事項	<p><input type="checkbox"/> 私は、取締役会決議及び代表取締役又は業務執行取締役の職務執行に当たっての意思決定について、法令定款を遵守し、会社の利益を第一に考えてかつてわゆる経営判断の原則に則って行われるように発言等をしている</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、取締役会決議及び代表取締役又は業務執行取締役の職務執行に当たっての意思決定について、法令定款を遵守し、会社の利益を第一に考えてかつてわゆる経営判断の原則に則って行われるように発言等をしている</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、取締役会決議等の意思決定が、法令・定款に違反するがないよう、常に注意を払い、必要に応じて発言等をしている</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、取締役会決議等の意思決定の場面において、特定の利害関係者ではなく、常に会社全体の利益を最大化することを考えて発言等をしている</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、取締役会決議等の意思決定が「経営判断の原則」に則ったものとなるよう、判断の前提となる事実認識や意思決定過程の合理性について確認し、必要に応じて発言等をしている</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、取締役会において会社の目指すところを確立し戦略的な方向付けを行うにあたり、経営戦略や経営計画等について議論を行うとともに、それらの経営戦略や経営計画等を踏まえて、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善、サステナビリティ課題等への積極的・能動的な対応及びそれらの開示を図る役割と責務を適正に遂行している</p>	<p>一つの確認事項の中に確認すべき内容が複数含まれているので、確認すべき内容ごとに、三つの確認事項に分割・整理</p> <p>取締役の役割と責務に関し現時のコーポレートガバナンスに求められている重要事項である持続的成長、企業価値向上、収益力・資本効率改善およびサステナビリティ課題への対応および開示等について、確認事項を追加</p>

3. 監査役（会）等への報告義務についての確認 p. 5

	2025年版	2026年版	理由・根拠
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会社法357条【取締役の報告義務】取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役（会）等に報告しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会社法357条【取締役の報告義務】取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役（会）等に報告しなければならない。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>※監査役等への報告義務例（会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実）について</b>  <b>日本監査役協会「監査役監査実施要領」第2章第3項（監査役への報告体制）参考資料3（監査役への報告体制等についての申し合せ例（第2章第3項関連））</b></p>	<p>[説明]に例示されている「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」の根拠資料を明記    これに伴い項目名を[関連法令]から[関連法令等]とする</p>

4. 内部統制システムの構築・運用責任についての確認 p. 5~7

	2025年版	2026年版	理由・根拠
説明	<p>① 会社法は、大会社の取締役（会）に対し、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社（自社）及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（いわゆる内部統制システムの基本方針）を決定又は決議することを義務付けている。また、上記以外の会社にあっても、取締役の善管注意義務の一環として各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。</p> <p>⑤ 日本取引所自主規制法人は、「上場会社における不祥事予防のプリンシップ」を策定し、上場会社における不祥事予防の実効性の高い取組推進を期待している。</p> <p>⑦ 内部統制システムの一環としての内部通報制度は、コンプライアンス上重要な役割を果たすものであるが、ともすると形骸化し、機能していない場合がある。事業者（取締役）は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為に関する情報や疑惑を伝えることができ、またそれが適切に活用されるよう、法令に基づき適切な体制整備を行う必要がある。また、取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。</p>	<p>① 会社法は、大会社（<u>会社法2条6号</u>）の取締役（会）に対し、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社（自社）及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（いわゆる内部統制システムの基本方針）を決定又は決議することを義務付けている。また、<u>会社法上の大会社上記</u>以外の会社にあっても、取締役の善管注意義務の一環として各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。</p> <p>⑤ 日本取引所自主規制法人は、「上場会社における不祥事予防のプリンシップ」を策定し、上場会社における不祥事予防の実効性の高い取組みの推進を期待している。</p> <p>⑦ 内部統制システムの一環としての内部通報制度は、コンプライアンス上重要な役割を果たすものであるが、ともすると形骸化し、機能していない場合がある。<u>このような内部通報制度の実効性に係る問題状況を踏まえ、内部通報制度に関する事業者の義務を定める公益通報者保護法について、2025年、通報者の保護を強化する措置等により実効性を強化する改正が行われた。</u>事業者（取締役）は、<u>公益通報者保護法を遵守し</u>、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為に関する情報や疑惑を伝えることができ、またそれが適切に活用されるよう、<u>法令に基づき適切な体制整備を行う必要がある</u>。また、取締役会は、<u>公益通報者保護法に定めるこうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである</u>。</p>	<p>[説明]①における「大会社」の意味が、会社法の規定に基づく「会社法上の大会社」であることを明記し、説明文を整理</p> <p>形式的な語句の修正</p> <p>[説明]に、内部通報制度に関する重要法令である公益通報者保護法を織り込み、それに伴い、説明文を整理</p>

関連法令等	<p>&lt;新設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益通報者保護法 公益通報をした労働者等に対する保護(不利益な取り扱いの禁止など)を図るための法令</li> <li>○ ヨーポレートガバナンス・コード (東京証券取引所有価証券上場規程別添)</li> </ul>	<p>○ <u>会社法2条6号[大会社]</u>  <u>【大会社の定義】</u>  <u>次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。</u>  <u>イ 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であること</u>  <u>ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること</u></p> <p>○ 公益通報者保護法：<u>公益通報をした労働者等に対する保護(不利益な取り扱いの禁止など)を図るための法令</u>  <u>・事業者の義務：内部通報体制整備、従事者の指定、守秘義務、従業員等への制度の周知、通報制度に対する是正・再発防止等</u>  <u>・通報者の保護：不利益な取り扱いの禁止、報復行為の禁止、通報妨害等の禁止、事業者への立証責任の転換、諸禁止行為違反に対する刑事罰等</u></p> <p>○ ヨーポレートガバナンス・コード (東京証券取引所有価証券上場規程別添) <u>(2021年6月11日改訂)</u></p>	<p>[説明]①にて、文中の大会社とは「会社法上の大会社」であることを明確にしたことに伴い、会社法2条6号の大会社の定義規定を明記</p> <p>公益通報者保護法の法趣旨は[説明]に記載したので削除し、同法に定める事業者の義務と通報者の保護の内容を明記</p> <p>ヨーポレートガバナンス・コードの第三次改訂が行われる見込みであることを踏まえて、現行版の改訂年月日を追記</p>
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 私は、取締役会が、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社からなる企業集団の内部統制システムの整備の決議を行っている事を確認している</li> <li><input type="checkbox"/> 私は、取締役会が、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社から成る企業集団の内部統制システムに関する取締役の職務の執行を監督している事を確認している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 私は、取締役会が、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社からなる企業集団の内部統制システムの整備の決議を行っている<u>こと</u>事を確認している</li> <li><input type="checkbox"/> 私は、取締役会が、会社法及び関連法令に基づき、会社及び子会社から成る企業集団の内部統制システムに関する取締役の職務の執行を監督している<u>こと</u>事を確認している</li> </ul>	<p>形式的な語句の修正</p> <p>形式的な語句の修正</p>

5. 競業取引及び利益相反取引の制限・義務についての確認 p. 8~9

	2025年版	2026年版	理由・根拠
説明	<p>① 競業取引</p> <p>ロ) 取締役が競業取引を行う場合は、その取引について重要な事実を開示し、取締役会の事前の承認と遅滞なき事後報告が必要である。取締役は、その地位に基づき知り得た会社事業の機密や会社の販売先等を利用し、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図るおそれがあるので、それを未然に防ぐために設けられた規定である。</p> <p>② 利益相反取引</p> <p>ロ) 取締役が利益相反取引をする場合は、その取引について重要な事実を開示して取締役会の事前の承認を得、その取引に関する重要事実につき遅滞なく取締役会に事後報告することが必要である。利益相反取引により会社の利益が害される可能性があるためにそれを未然に防ぐために定められた規定である。</p> <p>ニ) 監査等委員会設置会社の取締役は、取締役会の承認を得た利益相反取引について監査等委員会の承認を受けていた場合は、利益相反取引により会社に損害が生じても任務懈怠を推定する規定が適用されないので、責任を追及するものが、取締役に責任がある事の立証責任を負う。</p>	<p>① 競業取引</p> <p>ロ) 取締役が競業取引を行う場合は、その取引について重要な事実を開示し、取締役会の事前の承認を得なければならない。また、取引後にも取締役会に遅滞なく報告と遅滞なき事後報告が必要である。取締役は、その地位に基づき知り得た会社事業の機密や会社の販売先等を利用し、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図るおそれがあるので、それを未然に防ぐために設けられた規定である。</p> <p>② 利益相反取引</p> <p>ロ) 取締役が利益相反取引をする場合は、その取引について重要な事実を開示して取締役会の事前の承認を受けなければならない。また、取引後にも、得、その取引に関する重要事実につき遅滞なく取締役会に事後報告することが必要である。利益相反取引により会社の利益が害される可能性があるためにそれを未然に防ぐために定められた規定である。</p> <p>ニ) 監査等委員会設置会社の取締役は、取締役会の承認を得た利益相反取引について監査等委員会の承認を受けていた場合は、利益相反取引により会社に損害が生じても任務懈怠を推定する規定が適用されないので、責任を追及する者が、取締役に責任があることの立証責任を負う。</p>	<p>競業取引にあたり、事前に必要な行為と事後に必要な行為を明確化</p> <p>上記①競業取引ロ) と同様の理由による修正</p> <p>形式的な語句の修正</p>

6. 無償の利益供与等についての確認 p. 9~10

	2025年版	2026年版	理由・根拠
関連法令	<p>○ 会社法970条〔株主等の権利の行使に関する利益供与の罪〕 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金</p>	<p>○ 会社法970条〔株主等の権利の行使に関する利益供与の罪〕 3年以下の拘禁刑懲役又は300万円以下の罰金</p>	刑法改正に伴う形式的な修正
確認事項	<p><input type="checkbox"/> 私は、会社の財産に関しては無償の利益供与を行っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、会社の財産に関しては無償の利益供与を行ったが、正当なものであり、かつ、取締役会の承認などの社内の定められた手続きを経ている</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、会社の財産に関するしては無償の利益供与を行っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、会社の財産に関するしては無償の利益供与を行ったが、正当なものであり、かつ、取締役会の承認などの社内の定められた手続きを経ている</p>	<p>限定的・間接的な表記の修正</p> <p>限定的・間接的な表記の修正</p>

## 7. 不適正な会計処理（粉飾決算）・計算書類等の虚偽記載についての確認

p. 10~11

		2025年版	2026年版	理由・根拠
説明	<p>① 粉飾決算とは企業の業績が悪化して利益の低下又は欠損を生じた場合に、会計処理を操作して架空の利益を計上し、又は損失を少なく見せかけること。</p> <p>基本的な粉飾方法は、a資産の過大計上及び負債の過少計上、b収益（売上等）の過大計上及び費用の過少計上であるが、次のような例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌期売上分の当期計上</li> <li>・架空売上と循環取引</li> <li>・費用の翌期繰延</li> <li>・棚卸在庫の水増し計上</li> <li>・仕掛品に滞留させ、売上原価に振替えない</li> <li>・不良資産を正常資産として放置</li> <li>・費用を資産に計上・引当金（貸倒引当金、退職給付引当金、工事損失引当金など）の負債の未計上及び債務保証の隠蔽</li> <li>・買戻し契約付き売却</li> <li>・勘定区分の操作</li> <li>・連結外しや不良資産の飛ばしなど</li> <li>・関連当事者（親会社・子会社等）との一般的でない取引を利用した利益操作</li> <li>・減損会計、税効果会計などにおける将来の利益又はコスト等の見積り額の過大又は過少計上</li> <li>・合理的な理由が無く、継続性の原則や保守主義の原則に反した会計処理の変更</li> </ul> <p>③ 税金逃れ等のため、利益を過少に操作する逆粉飾決算は税法違反に問われる。</p>	<p>① 粉飾決算とは、<u>計算書類等の利用者を欺くために意図的な虚偽表示を行うこと</u>であり、会社の業績や収益力について利益調整を図ることを目的として行われることがある。企業の業績が悪化して利益の低下又は欠損を生じた場合に、<u>会計処理を操作して架空の利益を計上し、又は損失を少なく見せかけること</u>。</p> <p>基本的な粉飾方法は、a資産の過大計上及び負債の過少計上、b収益（売上等）の過大計上及び費用の過少計上であるが、次のような例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌期売上分の当期計上</li> <li>・架空売上と循環取引</li> <li>・費用の翌期繰延</li> <li>・棚卸在庫の水増し計上</li> <li>・仕掛品に滞留させ、売上原価に振替えない</li> <li>・不良資産を正常資産として放置</li> <li>・費用を資産に計上・引当金（貸倒引当金、退職給付引当金、工事損失引当金など）の負債の<u>過少計上（未計上を含む）未計上</u>及び債務保証の隠蔽</li> <li>・買戻し契約付き売却</li> <li>・勘定科目や表示区分勘定区分の操作</li> <li>・連結外しや不良資産の飛ばしなど</li> <li>・関連当事者（親会社・子会社等）との一般的でない取引を利用した利益操作</li> <li>・減損会計、税効果会計などにおける将来の利益又はコスト等の見積り額の過大又は過少計上</li> <li>・合理的な理由が無く、継続性の原則や保守主義の原則に反した会計処理の変更</li> </ul> <p>③ 税金逃れや<u>利益の平準化</u>等のため、利益を過少に操作する逆粉飾決算は、<u>税法違反に問われる</u>。</p>	<p>粉飾決算の定義について、「日本公認会計士協会 経営研究調査会研究資料第11号（2025年7月23日）」を参照して見直しを行い修正</p> <p>粉飾決算の具体的な記述について、企業会計の見地から見直しを行い修正</p>	
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会社法960条【取締役等の特別背任罪】1項 取締役等が自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、任務に背く行為をし、会社に財産上の損害を加えた場合、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、又その未遂も罰せられる（同962条【未遂罪】）。</li> <li>○ 会社法964条【虚偽文書行使等の罪】 株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債の募集に当たり、重要な事項に虚偽の記載をした文書を行使等した場合、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科</li> <li>○ 金融商品取引法197条1項1号及び同207条1項1号【罰則】 有価証券報告書等の虚偽記載罪 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、又法人に対しては、7億円以下の罰金</li> <li>○ 金融商品取引法197条の2 6号及び同207条1項2号【罰則】 有価証券報告書の添付書類（計算書類及び事業報告）、半期報告書、臨時報告書等の虚偽記載罪 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科、又法人に対しては、5億円以下の罰金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会社法960条【取締役等の特別背任罪】1項 取締役等が自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、任務に背く行為をし、会社に財産上の損害を加えた場合、10年以下の<u>拘禁刑懲役</u>若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、又その未遂も罰せられる（同962条【未遂罪】）。</li> <li>○ 会社法964条【虚偽文書行使等の罪】 株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債の募集に当たり、重要な事項に虚偽の記載をした文書を行使等した場合、5年以下の<u>拘禁刑懲役</u>若しくは500万円以下の罰金又は併科</li> <li>○ 金融商品取引法197条1項1号及び同207条1項1号【罰則】 有価証券報告書等の虚偽記載罪 10年以下の<u>拘禁刑懲役</u>若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、又法人に対しては、7億円以下の罰金</li> <li>○ 金融商品取引法197条の2 6号及び同207条1項2号【罰則】 有価証券報告書の添付書類（計算書類及び事業報告）、半期報告書、臨時報告書等の虚偽記載罪 5年以下の<u>拘禁刑懲役</u>若しくは500万円以下の罰金又は併科、又法人に対しては、5億円以下の罰金</li> </ul>	<p>刑法改正に伴う形式的な修正</p> <p>刑法改正に伴う形式的な修正</p> <p>刑法改正に伴う形式的な修正</p> <p>刑法改正に伴う形式的な修正</p>	

8. インサイダー取引・適時開示についての確認 p. 11~12

	2025年版	2026年版	理由・根拠
説明	<p>③ また、売買の当事者でなくとも、他人に利益を得させ又は損失を回避させる目的で、重要事実公表前に情報を伝達したり、情報を伝えずに取引を推奨した会社関係者等も対象となっているので注意が必要である。</p>	<p>③ また、会社関係者等が売買の当事者でなくとも、他人に利益を得させ又は損失を回避させる目的で、重要事実公表前に情報を伝達することやしたり、情報を伝えずに取引を推奨することとした会社関係者等も禁止されている対象となっているので注意が必要である。</p>	主語、並列表記等を整理し、わかりやすい記載内容に修正
関連法令等	<p>⑥ インサイダー情報と同様の項目については、金融商品取引所の適時開示を行わねばならない</p>	<p>⑥ インサイダー情報に該当する重要事実と同様の項目については、金融商品取引所の適時開示を行わねばならない。</p>	より正確な表記に修正
	<p>○ 金融商品取引法197条の2 13~15号及び207条1項2号 [罰則] 会社関係者（上記 166条の項*1参照）の禁止行為に違反した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科、法人に対しては5億円以下の罰金。</p>	<p>○ 金融商品取引法197条の2 13~15号及び207条1項2号 [罰則] 会社関係者（上記 166条の項*1参照）の禁止行為に違反した者は、5年以下の拘禁刑懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科、法人に対しては5億円以下の罰金。</p>	刑法改正に伴う形式的な修正

9. 自己株式及び配当等についての確認 p. 13

	2025年版	2026年版	理由・根拠
説明	<p>① 会社は一定の場合において、自己株式を取得し、保有しておくことができる。 但し、自己株式を意図的な相場操縦の手段として使用することは禁じられている。その取得には株主総会決議、取締役会決議などの手続きが定められており、さらに買付決議の開示（自己株券買付状況報告書）、有価証券報告書・決算書類等による開示が義務付けられている。又、保有している自己株式の消却ないし処分についての定めがある。</p>	<p>① 会社は一定の場合において、自己株式を取得し、保有しておくことができる。 但し、自己株式を意図的な相場操縦の手段として使用することは禁じられている。 <b>具体的には、自己株式のその取得には株主総会決議、取締役会決議などの手続きが定められており、さらに買付決議の開示、（自己株券買付状況報告書の提出による取得状況と取得結果の開示）、有価証券報告書・決算書類等による開示が義務付けられている。又、保有している自己株式の消却ないし処分についての定めがある。</b></p>	より正確かつわかりやすい表記に見直し
関連法令等	<p>○ 会社法963条 [会社財産を危うくする罪] 5項 1号 株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき 2号 法令又は定款の規定に違反して剩余金の配当をしたとき、ともに5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科。</p>	<p>○ 会社法963条 [会社財産を危うくする罪] 5項 1号 株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき 2号 法令又は定款の規定に違反して剩余金の配当をしたとき、ともに5年以下の拘禁刑懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科。</p>	刑法改正に伴う形式的な変更

	2025年版	2026年版	理由・根拠
説明	<p>① 会社の支配に関する基本方針等を定めている場合の対応について 買収防衛策は企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることに資するものでなければならないとして会社法施行規則等でその定めがある。また、経済産業省の指針等を参考に、買収における株主意思の尊重、透明性の確保等が求められている。</p> <p>② 第三者割当による増資について 買収防衛策の為に第三者割当による増資を行う場合、公開会社では発行可能株式総数の範囲内で行う募集株式の発行等については取締役会の決議により可能とされているが、引受人に特に有利な価格で発行されたり、既存株主にとって、議決権比率が低下（希釈化）するなどの問題が発生するおそれがある。会社法等は、既存株主が過度に不利にならないように第三者割当による増資を行う場合の諸手続きを定めているので、経営者には慎重な判断と手続きの遵守が求められる。 さらに、公開会社が、有利発行に該当する場合には株主総会による特別決議による承認、支配株主の異動を伴う募集株式・募集新株予約権の発行を行う場合で議決権の10%以上の株主からの反対があったときには株主総会の普通決議による承認、が必要であることに留意する必要がある。</p>	<p>① 会社の支配に関する基本方針等を定めている場合の対応について 買収防衛策は、<u>経済産業省の指針等において、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることに資するものであるべきであることが示されているなければならないとして会社法施行規則等でその定めがある。</u> そして、具体的には、(1)企業価値・株主共同の利益の原則 (2)株主意思の原則 (3)透明性の原則の三つの原則が示されておりました、<u>経済産業省の指針等を参考に</u>、買収における株主意思の尊重、透明性の確保等が求められている。</p> <p>② 第三者割当による増資について 買収防衛策の為に第三者割当による増資を行う場合、公開会社では発行可能株式総数の範囲内で行う募集株式の発行等については取締役会の決議により可能とされている。<u>が</u> しかし、引受人に特に有利な価格で発行されたり、既存株主にとって、議決権比率が低下（希薄化）したりするなどの問題が発生するおそれがある。 <u>そこで、会社法や東京証券取引所上場規程等は、既存株主が過度に不利を被らないよう、にならないように第三者割当による増資に関して詳細なを行う場合の諸手続きを定めておりいるので</u>、経営者には慎重な判断と手続きの遵守が求められる。 さらに、公開会社が行う第三者割当による増資が有利発行に該当する場合には株主総会による特別決議による承認、また、支配株主の異動を伴う募集株式・募集新株予約権の発行を行う場合で議決権の10%以上の株主からの反対があったときには株主総会の普通決議による承認、が必要であることに留意する必要がある。</p>	<p>買収防衛策の内容・方針に係る会社法施行規則の射程を法律専門家の見解を得て確認し、会社法施行規則等ではなく、経産省指針に沿ったかたちで、買収防衛策の内容・方針等に関する説明を行う内容に改めた</p> <p>より正確かつわかりやすい表記とするため、段落を分け、また、第三者割当による増資に係る法規制を正確に表記するよう見直し修正</p>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済産業省・法務省「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（2005年5月公表）</li> <li>○ 経済産業省「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年6月公表）</li> <li>○ 経済産業省「企業買収における行動指針」（2023年8月公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済産業省・法務省「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（2005年5月<u>27日公表</u>）</li> <li>○ 経済産業省<b>企業価値研究会</b>「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年6月<u>30日公表</u>）</li> <li>○ 経済産業省「企業買収における行動指針」（2023年8月<u>31日公表</u>）</li> </ul>	<p>指針・ガイドライン等の発出時の表現方法を発出年月日の表示のみに統一</p> <p>発行者を正確に表記するとともに指針・ガイドライン等の発出時の表現方法を発出年月日の表示のみに統一</p> <p>指針・ガイドライン等の発出時の表現方法を発出年月日の表示のみに統一</p>

11. 反社会的勢力との関係についての確認 p. 15

	2025年版	2026年版	理由・根拠
確認事項	<input type="checkbox"/> 私は、反社会的勢力に關し取引開始時の属性確認及び契約書等への排除条項の導入を確認している	<input type="checkbox"/> 私は、反社会的勢力との関係遮断の措置に關し、取引開始時の属性確認及び契約書等への排除条項の導入を確認している	確認事項の内容を明確化

12. 企業不祥事発生時の対応についての確認 p. 15~16

	2025年版	2026年版	理由・根拠
確認事項	<input type="checkbox"/> 私は、不祥事が発生した場合には、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的適時開示に努めることとしている  <input type="checkbox"/> 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる場合の社内調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合は、第三者委員会の設置を求めるなど、適切な措置を講じることにしている。	<input type="checkbox"/> 私は、不祥事の発生及び発生が疑われるが発生した場合には、 <b>事実確認</b> 、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的適時開示に努めることとしている  <input type="checkbox"/> 私は、不祥事の発生及び発生が疑われる場合の社内調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合は、第三者委員会の設置を求めるなど、適切な措置を講じることにしている。	一つ前の確認事項と平仄を合わせ、加えて確認事項の内容を明確化  形式的な語句の修正

13. その他の不正取引についての確認 p. 17

	2025年版	2026年版	理由・根拠
説明及び関連法令	<input type="radio"/> 会社法967条〔取締役等の贈収賄罪〕1項 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金  <input type="radio"/> 会社法968条〔株主等の権利の行使に関する贈収賄罪〕2項 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金  <input type="radio"/> 会社法963条〔会社財産を危うくする罪〕5項3号 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科  <input type="radio"/> 会社法965条〔預合いの罪〕、同966条〔株式の超過発行の罪〕 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（預合いについては「又は併科」）	<input type="radio"/> 会社法967条〔取締役等の贈収賄罪〕1項 5年以下の <b>拘禁刑懲役</b> 又は500万円以下の罰金  <input type="radio"/> 会社法968条〔株主等の権利の行使に関する贈収賄罪〕2項 5年以下の <b>拘禁刑懲役</b> 又は500万円以下の罰金  <input type="radio"/> 会社法963条〔会社財産を危うくする罪〕5項3号 5年以下の <b>拘禁刑懲役</b> 若しくは500万円以下の罰金又は併科  <input type="radio"/> 会社法965条〔預合いの罪〕、同966条〔株式の超過発行の罪〕 5年以下の <b>拘禁刑懲役</b> 若しくは500万円以下の罰金（預合いについては「又は併科」）	刑法改正に伴う形式的な修正  刑法改正に伴う形式的な修正  刑法改正に伴う形式的な修正  刑法改正に伴う形式的な修正

14. 定款・社内規則及び法令等についての確認 p. 17~18

	2025年版	2026年版	理由・根拠
説明	<p>ここでは今までに触れられなかった、定款、社内規則及び重要な法令（以下に例示）に違反している事実がないかを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重要な法令等（改訂対象箇所のみ抜粋） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請代金支払遅延等防止法</li> <li>・ 消費者保護関連法令等（消費者基本法、消費者安全法、消費生活用製品安全法、消費者契約法、製造物責任(PL)法、不当景品類及び不当表示防止法等）</li> <li>・ 環境保全関連法令等（環境基本法、大気・水質・騒音・地下水・土壤等の各法令等、廃棄物処理・リサイクル等の各法令等）</li> <li>・ 労働関連法令等（労働基準法、労働安全衛生法（厚生労働省・テレワークガイドラインを含む）、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働施策総合推進法（パワハラ防止法を含む）、男女雇用機会均等法（セクハラ・マタハラ防止法を含む）、障害者雇用促進法、高年齢者雇用安定法等）</li> <li>・ 輸出関連法令等（外国為替及び外国貿易法、同法に係る外国為替令・輸出貿易管理令、関連通達等（経産省））</li> </ul> </li> </ul>	<p>ここでは今までに触れられなかった、定款、社内規則及び重要な法令（以下に例示）に違反している事実がないかを確認する。<u>なお、日本企業に適用されうる外国法令や、取引先から遵守を求められている規則・基準、マネジメント認証規格などについても留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重要な法令等（改訂対象箇所のみ抜粋） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中小受託取引適正化法（取適法）下請代金支払遅延等防止法</u></li> <li>・ 消費者保護関連法令等：（<u>消費者基本法、消費者安全法、消費生活用製品安全法、消費者契約法、製造物責任(PL)法、不当景品類及び不当表示防止法等</u>）</li> <li>・ 環境保全関連法令等：（<u>環境基本法、大気・水質・騒音・地下水・土壤等の各法令等、廃棄物処理・リサイクル等の各法令等</u>）</li> <li>・ 労働関連法令等：（<u>労働基準法、労働安全衛生法（厚生労働省・テレワークガイドラインを含む）、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働施策総合推進法（パワハラ・カスハラ防止法、長期治療と仕事の両立支援を含む）、男女雇用機会均等法（セクハラ・マタハラ防止法を含む）、育児介護休業法、障害者雇用促進法、高年齢者雇用安定法等</u>）</li> <li>・ 輸出関連法令等：（<u>外国為替及び外国貿易法、同法に係る外国為替令・輸出貿易管理令、関連通達等（経産省）</u>）</li> </ul> </li> </ul>	<p>「○重要な法令等」に列挙されていない外国法令や基準、認証規格などにも留意を要することを追記</p> <p>法改正に伴う形式的な修正</p> <p>関連する諸法令等の表示方法の形式的な変更</p> <p>関連する諸法令等の表示方法の形式的な変更</p> <p>関連する諸法令等の表示方法の形式的な変更、および、現在の労働関連法制の整備・執行状況に照らし、関連法令の引用および記載内容を見直し</p> <p>関連する諸法令等の表示方法の形式的な変更</p>
確認事項	<p><input type="checkbox"/> 私は、定款・社内規則及び関係法令等については理解し、違反する行為をしていない</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、定款・社内規則及び<u>当社の事業活動に関連する重要な法令等を関係法令等については</u>理解し、違反する行為をしていない</p>	<p>限定的、間接的な表記の修正、および確認事項の内容の明確化</p>

15. 取締役欠格事由についての確認 p. 18

	2025年版	2026年版	理由・根拠
説明及び関連法令	<p>会社法で定められた欠格事由についての確認である。</p> <p>○ 会社法331条【取締役の資格等】1項 次に掲げる者は、取締役となることができない。 (中略) 4. 上記3に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>会社法で定められた欠格事由<u>および民法で定められた委任の終了事由</u>についての確認である。</p> <p>○ 会社法331条【取締役の資格等】1項 次に掲げる者は、取締役となることができない。 (中略) 4. 上記3に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、<u>拘禁刑禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>○ <u>民法653条【委任の終了事由】 委任は、次に掲げる事由によって終了する。(抜粋)</u> 2. 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと 3. 受任者が後見開始の審判を受けたこと</p> <p>○ 会社法331条の2 成年後見人が取締役に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。</p>	<p>取締役と会社との法律関係が委任関係であることを踏まえ、民法に基づく委任終了事由（破産、後見開始）を追記</p> <p>刑法改正に伴う形式的な修正</p> <p>説明文の修正に伴い、修正内容に該当する関係法令を追加</p> <p>説明文の修正に伴い、修正内容に該当する関係法令を追加</p>
確認事項	<p><input type="checkbox"/> 私は、会社法331条1項に定める取締役欠格事由に該当しない</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><input type="checkbox"/> 私は、会社法331条1項に定める取締役欠格事由<u>および民法に定める委任終了事由</u>に該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 確認を留保する（理由： _____）</p>	<p>説明文の修正に伴い、確認事項の内容を追加</p> <p>他の章の確認事項と平仄を合わせ、確認留保の項目を追加</p>

	2025年版	2026年版	理由・根拠
説明	<p>② ①に加えて、社外取締役には、多様な経験や専門性を持ち客観的独立性のある者として、経営全般を監督し、株主全般の期待に応えるべく企業の持続的成長を促し企業価値を高めることが期待されている。 (以下、略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>③ (項目番号のみ)</p>	<p>② ①に加えて、社外取締役には、多様な経験や専門性を持ち客観的独立性のある者として、経営全般を監督し、株主全般の期待に応えるべく企業の持続的成長を促し企業価値を高めることが期待されている。 (以下、略)</p> <p>③ <u>社外取締役は、金融庁・経産省・東京証券取引所「社外取締役のことはじめ」、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」日弁連「社外取締役ガイドライン」、経産省「社外取締役の在り方に関する実務指針(社外取締役ガイドライン)」の趣旨を理解し、社外取締役に期待される役割・活動・資格などを認識しておく必要がある。</u></p> <p>④ (項目番号のみ)</p>	<p>下記③の新設に伴い、①②③の関係を整理し、②段落冒頭の接続表現を削除</p> <p>社外取締役に求められる姿勢や責務等について、善管注意義務や専門性等に限らず、全般にわたる理解、認識が必要であることから、社外取締役に一読頂きたい主要な資料やガイドライン等を掲記</p> <p>③の新設に伴い降順</p>
	<p>○ コーポレートガバナンス・コード (東京証券取引所有価証券上場規程別添)</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>○ コーポレートガバナンス・コード (東京証券取引所有価証券上場規程別添) <u>(2021年6月11日改訂)</u></p> <p><b>【原則4-13. 情報入手と支援体制】</b> 取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。 また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。 取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。</p>	<p>コーポレートガバナンス・コードの第三次改訂が行われる見込みであることを踏まえて、現行版の改訂年月日を追記</p> <p>[確認事項]の4つ目のチェックボックスにおいて、取締役・監査役の情報入手と支援体制の重要性を問うにあたり、その確認の趣旨と根拠に相当するCGC【原則4-13】を明記</p>
関連法令等	<p>○ 日本弁護士連合会 「社外取締役ガイドライン」 (2023年12月14日改訂) 第1_3 専門性について (3)専門性と社外取締役の責任 第8_2 社外取締役の責任 (1)善管注意義務の水準</p>	<p>○ 日本弁護士連合会 「社外取締役ガイドライン」 (2023年12月14日改訂) <b>第1_3 専門性について</b> <b>(3)専門性と社外取締役の責任</b> <b>第8_2 社外取締役の責任</b> <b>(1)善管注意義務の水準</b></p>	<p>日弁連社外取締役ガイドラインのうち、[説明]②の理解に資する該当項目名を列挙していたが、[説明]③を新設し、同ガイドライン全般の理解と認識が求められることを明記したことと併い、限定的な項目列挙を削除</p>